

2020（令和2）年度 東北大学法科大学院入学試験（追加募集）

試験科目：公法（憲法）

1 学生Aが、憲法第25条の生存権規定の法的性格をプログラム規定と解する立場を、次のように誤って説明している。誤りを正しなさい。

「プログラム規定説によれば、憲法第25条第1項は、国民の生存を確保すべき政治的・道義的義務を国に課したにとどまり、個々の国民に対して権利を保障したものではない。しかし、『健康で文化的な最低限度の生活』を保障するための受給請求権が生活保護法などの法律で定められれば、その受給請求権は憲法上の権利として認められる。」

2 生存権に関する次の見解について、以下の小問に答えなさい。

「憲法第25条の生存権を具体化する趣旨の法律が制定された以上、その法律は憲法第25条と一体をなし、かかる法律の定める保護基準を正当な理由なくして引き下げることが憲法上許されない。」

小問1. この見解は、憲法第25条の生存権規定をいかなる法的性格を有するものとして捉えているのか、説明しなさい。

小問2. この見解は、生存権規定の裁判規範性を高める上でいかなる法的効果を狙って主張されているのか、説明しなさい。

小問3. この見解に対する批判としてどのようなものが考えられるのか、説明しなさい。

3 次の見解は、憲法第25条第1項と第2項の関係について論じている。以下の小問に答えなさい。

「憲法第25条第1項は、健康で文化的な最低限度の生活を営む国民の権利を定めており、同条第2項は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を上回る生活を営むことのできるような施策をなすべき国の責務を定めている。したがって、同条第1項による健康で文化的な最低限度の生活の水準については、具体的な事情の下では一定の基準が確保されている必要があるが、同条第2項による施策の内容は、立法府の裁量に委ねられているものである。」

小問1. この見解によると、憲法第25条第1項に基づいて一定の給付を請求する具体的な権利が認められるか。

小問2. この見解によると、憲法第25条第1項により保障される権利への侵害の有無が問題になった場合、司法審査を行う上でどのような効果が期待されるのか、説明しなさい。